

【報告】平成23年度外部評価実施事務事業の経過報告

1-2 補助金等評価事業 財政課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（手段の改善）	事業内容等の見直し		
意見	見直し等の内容		
・本年度から事務事業評価の外部評価を開始したことから、今後の方向性としては、補助金等の評価についても事務事業評価において実施することを検討すべき。 ・補助金等評価委員会の評価結果についての指摘が反映されているのか、随時検証を行うべき。	・補助金評価事業については、将来的には補助金を事業の一部と捉え、事務事業評価事業の中で実施する方向であるが、平成24年度においては、その準備期間ということで、現状維持としている。なお、方向転換に向けて今後具体的な課題等について検討する。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	990	954	△ 36
平成24年度の経過報告			
① 見直し判断の状況 平成24年度において、事務事業評価への移行に向けた準備作業を行う方針を内部確認した。 【参考事項】 ・補助金等評価委員： 委嘱期間 平成22年5月30日 ～ 平成25年5月29日 ・補助金等の見直し： 補助金等基本条例 第4条（市長は、各補助金等ごとに<u>3年を超えない範囲内</u>で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。） ・評価対象補助金： 平成23年度時点 253件のうち、206件 ② 未調整事項・課題 3年を超えない範囲において、評価対象補助金の全てを事務事業評価の対象とすることについて、事業単位や評価基準等の事前調整が必要となっている。 ③ その後の経過 5月10日開催の平成24年度第1回補助金等評価委員会において、事務事業評価への移行方針を説明し、今後移行に向けた事務的な調整作業を進めることとした。 ④ 今後の計画 平成25年度からの事務事業評価への移行に向け、事務事業評価の担当部局である行政改革推進課と事業としての整理、評価に必要な調書をはじめ、評価の実施サイクルや各課の対応作業等についての協議を進める予定である。 その上で、庁内の必要な手続を経て、来年3月には「補助金等基本条例」第4条第2項の改正を議案上程する考えである。 【参考事項】補助金等基本条例（抜粋） 第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。 2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、<u>薩摩川内市補助金等評価委員会の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。</u> (1) 補助金等の交付の目的、必要性及び効果 (2) 補助金等の交付の基準、額及び補助率 (3) 補助事業等の性質及び内容（補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方を含む。） (4) 補助事業者等の自立の状況 (5) 補助事業等以外に補助事業者等が行う公益性のある活動の状況 (6) 補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項			

平成 25 年度以降の補助金評価制度の方向性について

1 これまでの補助金制度改革の取組み

- 平成 17 年 5 月 薩摩川内市行政改革推進委員会において「新たな補助金制度のあり方」を検討開始
- 平成 17 年 10 月 薩摩川内市行政改革推進委員会から市長への提言
・ 補助金を審査する第三者機関の設置と運営チェックの実施等を提言
- 平成 18 年 4 月 薩摩川内市補助金制度改革委員会の設置
・ 市が補助金制度改革において「白紙検討方式によるゼロベースからの見直し」を実施するに当たり、中立・公平な立場から客観的な意見を求めるために設置
- 平成 18 年 7 月 薩摩川内市補助金等基本条例の制定
- 平成 19 年 4 月 薩摩川内市補助金等評価委員会（第 1 期）の設置
・ 補助金等基本条例に定める市長の諮問を受け、補助金等の評価に関する事項等の調査・審議を行なうために設置
・ 補助金等基本条例に定める見直し期間（3 年以内）に基づき、平成 19～21 年度の 3 年間で延べ 271 件の補助金評価等を実施した。
- 平成 22 年 5 月 薩摩川内市補助金等評価委員会（第 2 期）の設置
・ これまでに、平成 22 年度に 66 件、平成 23 年度に 67 件の延べ 133 件の補助金評価等を実施している。

2 事務事業外部評価について（ ※制度の概要については次頁を参照 ）

- 平成 23 年 8 月 市長が薩摩川内市行政改革推進委員会に事務事業外部評価を諮問
・ 財政課の「補助金等評価事業」も評価対象となる
- 平成 23 年 10 月 薩摩川内市行政改革推進委員会が評価結果を答申
・ 補助金等評価事業については、「見直しの上で継続」（本年度から事務事業評価の外部評価を開始したことから、今後の方向性としては、事務事業評価において実施することを検討すべき）との評価を受ける。

3 補助金評価制度の今後の方向性について

本市は、客観的な評価を参考に事務事業の改善・見直し等を行うべきとの方針に基づき、平成 23 年度に事務事業の外部評価を本格導入し、これまで補助金等評価委員会で実施している補助金等評価について、事業の実施手法である補助金を含む事務事業単位での外部評価を行うべきとの答申を得たところである。

このため、現行の評価手法等を事務事業単位での外部評価制度に反映するため、実施に向けた課題等を整理し、移行に向けた対策を講じていく考えである。

4 想定される課題等

- （1）現行での評価手法（基準等）の事務事業評価への反映
- ①事務事業の評価単位（対象内外を含む）
 - ②評価調書（様式）
 - ③主管課の対応
- （2）補助金等基本条例に定める見直し期間（3 年以内）での事務事業評価の実施
- ①評価対象件数（H24. 4. 1 現在：197 件）

薩摩川内市における事務事業評価について

1 経緯

平成 17 年 3 月 1 日策定の「薩摩川内市市政改革大綱」（計画期間平成 20 年度末まで）の「第 3 章 基本的な取組み」「2. 事務事業見直し」において、市民思考の行政改革の一つとして、事務事業等の評価制度を導入し、その結果を市民から見てわかりやすく情報公開し、政策、施策、予算、組織及び経営の改善につなげる取り組みの必要性が示されました。

また、現在の同大綱（第 2 次）（計画期間平成 26 年度末まで）の「第 2 章 基本的な取組」「2 サービス向上への挑戦」においても、市民志向・成果志向に基づき、業務内容の点検による不要不急の事務事業の洗い出しと改善を行い、煩雑・非合理的な事務処理については、そのプロセスを見直し、スピーディで質の高い市民サービスの提供に取り組むことが明記されています。

2 これまでの具体的な取り組み

年度	位置づけ	内 容
平成 17 年度	実験運用	・ 3 3 課 3 5 事業について内部評価を実施 (各部局・支所で 2 課 2 事業)
平成 18 年度	試行運用	・ 9 5 課 (室) 9 5 事業について内部評価を実施 (全課 (室) 1 事業)
平成 19 年度	第 2 次試行運用	・ 3 1 課 (室) 1 5 2 事業の内部評価を実施 (実施計画継続事業 (H18-20) を対象)
平成 20 年度	内部評価 (本格運用開始)	・ 「薩摩川内市事務事業評価実施要綱」を策定 ・ 5 8 課 (室・機関) 1 0 5 事務事業の内部評価を実施 (H19 当初予算概要の重点施策分野指定事業を対象)
平成 21 年度	内部評価	・ 4 9 課 (室・機関) 9 0 事務事業の内部評価を実施 (第一次薩摩川内市総合計画上期基本計画振り返りシート掲載事業を対象に各課各グループ 1 事務事業)
平成 22 年度	制度見直し	・ 外部評価の実施に向けた事務事業単位の見直し、制度設計等 ・ 「薩摩川内市事務事業評価実施要綱」を改正 (外部評価対応)
平成 23 年度	内部評価及び 外部評価	・ 2 0 課 6 2 事務事業の内部評価及び薩摩川内市行政改革推進委員会による外部評価を実施 (C 1 経費区分 ^{※1} の事務事業を対象)

※1 市の予算のうち、経常的事業（毎年継続して固定的に支出されるもの：人件費、物件費、扶助費等）ではなく、市の判断において実施する事業で、大規模維持補修事業や事業 1,000 万円以下の普通建設事業及びソフト事業のこと。（重点的に推進する項目を除く。） 例：道路維持補修費 等

3 平成 24 年度の予定

年度	位置づけ	内 容
平成 24 年度	内部評価及び 外部評価	・ 内部評価及び外部評価を実施予定（全事務事業を対象） ・ 平成 24 年度当初予算の事務事業を基準に、外部評価の対象となるものと法令に基づく事務事業等であって、外部評価になじまないものとの選別作業を実施中 (必要に応じて、さらに評価実施事務事業の選定を行う。)

薩摩川内市事務事業評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市市政改革大綱（第2次）第2章基本的な取組2 サービス向上への挑戦（1）多様な市民サービスへの積極的な対応の規定に基づき、スピーディで質の高いサービスの提供に取り組むため行う事務事業評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に基づく規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- (1) 「事務事業」とは、第1次薩摩川内市基本構想に規定する施策の基本方針、主要施策及び施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるものをいう。
- (2) 「主管課・室」とは、事務事業の予算を所管する課・室をいう。
- (3) 「内部評価」とは、主管課・室が実施する事務事業の評価をいう。
- (4) 「外部評価」とは、薩摩川内市行政改革推進委員会に市長が諮問し、同委員会において行われる事務事業の評価をいう。

(評価対象事務事業)

第3条 評価対象としない事務事業（以下「評価対象外事務事業」という。）とは、一の事務事業の内容すべてが次のいずれかの事項に該当し、かつ事務事業の実施手法に選択の余地がない事務事業とする。

- (1) 法令（県条例を含み、市条例を含まない。）に基づき市が実施することまたは国県等へ負担金等を支出することが義務付けられている事務事業
- (2) 国県補助金、国県負担金及び国県制度等により翌年度以降も市が実施することが計画されている事務事業
- (3) 薩摩川内市補助金等評価委員会等の他の機関により評価を受ける事務事業
- (4) 薩摩川内市公有財産利活用基本方針の財産仕分けの対象事務事業
- (5) 評価を行う年度をもって終了する事務事業
- (6) 評価を行う年度に新規に開始した事務事業
- (7) 市長マニフェストに基づく事務事業
- (8) 保守に係る事務事業（評価を行う年度に契約が終了するものを除く。）
- (9) その他評価対象とすることが適当でないと認められる事務事業

2 一の事務事業の一部が前項各号に該当する場合の取扱いは、企画政策部長が個別に判断する。

3 評価対象事務事業は、本市のすべての事務事業から前二項に規定する「評価対象外事務事業」を除く事務事業とする。

4 評価対象事務事業は、原則として内部評価及び外部評価を実施しなければならない。

(実施方法)

第4条 企画政策部長は、年度等計画を策定し事務事業評価を実施するものとする。

(評価表)

第5条 事務事業評価に使用する評価表は別紙1のとおりとする。

(評価結果の取扱い)

第6条 主管課・室は、評価結果を予算編成に反映させること。

2 行政改革推進課は、主管課・室の評価結果に対する事務事業の見直し結果を取りまとめ、薩摩川内市行政改革推進委員会に報告するとともに、評価結果及び主管課・室の見直し結果を公表すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

薩摩川内市事務事業実施要綱は廃止する。

平成23年度薩摩川内市事務事業評価実施要領は廃止する。

(目的)

第1条 この条例は、市が多様な行政目的を確実に効果的に達成するために交付する補助金等に関し、その基本原則、見直しその他の基本となる事項を定めることにより、公正で透明性の高い効率的な市政の実現並びに市及び市民がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して魅力あるまちづくりに取り組む社会（以下「協働社会」という。）の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が国、県及び市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、法令（法律及び法律に基づく命令並びに県の条例、規則等をいう。）の規定に基づき交付するものを除く。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の基本原則)

第3条 補助金等は、次に掲げる基本原則にのっとりたものでなければならない。

- (1) 直接又は間接に、かつ、広く市民の福祉の向上及び利益の増進に資することが期待できるものであること。
 - (2) 特定の行政目的の達成のため、又は経済社会の状況にかんがみ、当該補助金等に係る補助事業等を支援し、又は奨励することが真に必要であると認められること。
 - (3) 当該補助金等の交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、当該成果の獲得のためには当該補助金等の交付が効果的であると認められること。
 - (4) 客観的かつ明確な基準等が定められた条例、規則若しくは市長の定める規程又は市の機関の定める規則若しくは規程に基づき公正に交付するものであること。
 - (5) 法令等の規定に違反しないものであること。
- 2 補助金等は、補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性等を十分に考慮したものでなければならない。

(補助金等の見直し)

第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、薩摩川内市補助金等評価委員会の意見を聴

いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。

- (1) 補助金等の交付の目的、必要性及び効果
- (2) 補助金等の交付の基準、額及び補助率
- (3) 補助事業等の性質及び内容（補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方を含む。）
- (4) 補助事業者等の自立の状況
- (5) 補助事業等以外に補助事業者等が行う公益性のある活動の状況
- (6) 補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協働社会の形成に資する補助金等の新設等)

第5条 市長は、協働社会の形成に資するため、市民が自主的に実施する事業で特に公益性の高いものを促進する補助金等の新設、充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の責務)

第6条 市長は、補助金等の申請、交付、見直しの状況その他の補助金等に関する情報の積極的な公表に努めるものとする。

(補助事業者等の責務)

第7条 補助事業者等は、法令等の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めるものとする。

2 補助事業者等は、補助事業等の完了後速やかに、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について自ら評価を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年度以後の予算に係る補助金等（平成18年度以前の年度の債務負担行為に基づき平成19年度以後の年度に支出すべきものとされた補助金等を除く。）について適用する。

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

2 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○薩摩川内市補助金等評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市補助金等評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○薩摩川内市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる市内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工団体を代表する者
- (2) 農林漁業団体を代表する者
- (3) 民主的団体を代表する者
- (4) 労働関係団体を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

平成24年度評価対象補助金の評価要領について

1 基本方針

- (1) 委員会における評価は、補助金等基本条例第4条に基づき市長が実施する補助金等の見直しの際に徴する意見として位置付ける。
- (2) 委員会は、評価終了後速やかにその結果を市長に報告し、市長をその報告を踏まえて、個々の補助金等について、充実、整理、廃止その他の見直しを行う。

2 評価対象補助金等

平成24年度評価対象補助金 ※見直し期間は、補助金ごとの個別交付要綱等に規定
合計 166件（1年見直し：65件 2年見直し：2件 3年見直し：99件）

3 評価方法

(1) 評価基準

項 目	説 明	条例
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	1号 3号
必要性	次のいずれかに該当する。 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	1号 3号
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	1号 3号
適格性及び 妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	1号 3号
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	2号
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	4号
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	5号

適格性及び妥当性	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	6号
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	7号

(2) 参考評価視点

項 目	説 明	条例
i 公的団体補助 (運営)	① 補助に比して多額の繰越金が存在する、本来確保すべき自主財源が適切に確保されていないなど、当該団体の財務構造が、自主性を損なうものでなく、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。 ② 予め補助の終期が設定されているなど、当該団体の自立を促すための措置が講じられている。 ③ 他に補助の対象となり得る類似団体等が存在しない。(他の民間事業者等では同様の機能を果たすことができないと認められる。) ④ 当該団体が、可能な範囲で、自己の業務推進体制の効率化、適正化等の取組を行っているとは認められる。	4号 4号 7号 4号
ii 公的団体補助 (事業)	① 補助の対象となる事業について、客観的な費用対効果の検証を行うことが可能である。 ② 他に同様の事業・活動を実施し得る類似団体等(民間事業者等を含む)が存在しない。 ③ 補助の内容等に政策的な戦略性が認められる。(長期にわたる固定的な補助となっていないこと等) ④ 事業内容等に更なる改善・創意工夫の余地が認められない。	3号 7号 1号 3号
iii 個別市民・ 業者補助	① 補助制度全体について、客観的な費用対効果の検証を行うことが可能であること。 ② 永続的な補助にならないように、予め補助の終期が設定されているなどの措置が講じられていること。 ③ 補助の内容等に政策的な戦略性が認められること。(バラまき補助となっていないこと等) ④ 客観的かつ明確な交付基準が存在すること。	1号 4号 1号 2号
iv イベント補助	① 客観的な費用対効果の検証(他の類似イベント等との比較を含む)を行うことが可能である。 ② 事業の主体性があり、かつ、事務局の運営を含めた業務全体が、実態上、行政依存の体質となっていない。 ③ 当該イベントの実施主体となり得る団体が他に存在しない。 ④ イベントの内容等に独創性が認められる。	1号 4号 7号 3号

v その他	① 補助を行う意義や根拠が明文化されている。	1号
	② 補助制度全体について、客観的な費用対効果の検証を行うことが可能である。	1号
	③ 予め補助の終期が設定されているなど、補助を受ける者の自立を促すための措置が講じられていること。	4号
	④ 客観的かつ明確な交付基準が存在すること。	2号

(3) 参考資料

- ア 平成24年度評価対象補助金一覧
- イ 平成24年度評価対象補助金調書
- ウ 実績報告書等（多数の交付団体がある場合は省略）
- エ その他、評価に必要と思われる書類

※補助金評価時は、必要に応じて担当課が入室し、説明を行う

(4) 採点

- ア 公益性、必要性及び有効性に関する評価

3項目のうち、一つでも満たすことのできないものがある場合には、△7点を計上する。（3項目全て満たすときは0点）

- イ 適格性及び妥当性に関する評価

①～⑥の各項目について評価を行い、該当すると考えられる場合には、それぞれ1点を計上する。

- ウ 参考評価視点の判定

各項目について、該当すると考えられる場合には○を、該当しないと考えられる場合は×を記載する。ただし、本項目は総合的に判定を行うための参考とするものであるため点数は加算しない。

(5) 判定結果の決定

- ア (4) のア、イによる評価の評点の合計を含め、諸事情を勘案して「継続（拡大含む）」、「見直し」又は「廃止」の判定結果を決定する。

（ 評点の最高点：6点 最低点：△7点 ）

- イ 評価・判定の過程において、充実、縮小その他の見直しを行うべき点や、他の類似の補助金等との重複、今後の検討課題など、評価・判定の結果とは別に特に留意すべき事項等が出てきた場合には、「補助金等評価委員会からのコメント」として整理・記載することとする。

- ウ 参考評価視点についても、判定を行う際に、特に留意すべき事項等が出てきた場合には、「補助金等評価委員会からのコメント」として整理・記載することとする。

記載要領

平成 2 4 年度評価対象補助金調書

i 公的団体補助（運営）

整理番号	※該当の整理番号を転記		名称	※要綱・要領に基づき記入する。				
担当課室名	〇〇〇課		根拠規程	【例】〇〇〇要綱				
補助経過年数	11年以上15年以下			【例】〇〇〇要領				
事務局所在地	※市本庁または支所が所在地となり、事務局を代行している場合は、その旨も明記する。							
総合計画	基本方針	※「【参考】政策等コード表」を参考に該当する「政策」を記入する。						
	主要施策	※「【参考】政策等コード表」を参考に該当する「主要施策」を記入する。						
	施策	※「【参考】政策等コード表」を参考に該当する「施策」を記入する。						
一体化躍動プラン	※「【参考】一体化躍動プランコード表」を参考に該当する「プラン名」を記入する。							
重点施策	※「【参考】一体化躍動プランコード表」を参考に該当する「重点施策」を記入する。							
平成24年度予算額	0千円	評価指標	①効果測定対象 例) 大会参加者人数 ②成果目標 例) 5000人 等	達成度	①実績 例) 4500人 ②達成度 例) △500人 対前年度比△10% 等			
うち一般財源	千円							
うちその他	千円							
その他の内容								
中事業	【例】〇〇総務費							
達成しようとする目標・成果	※要綱・要領に規定する目標・成果を記載する。							
補助対象者	※要綱・要領に規定する補助対象者の要件を記載する。							
補助対象経費	※要綱・要領に規定する補助対象経費を記載する。							
事業・活動の内容	※要綱・要領に規定する補助の対象となる事業を記載する。							
補助金額又は補助率	※要綱・要領に規定する補助金額または補助率を記載する。							
補助金額又は補助率の積算方法	※上記の補助金額または補助率を設定した際の考え方や積算根拠を記載する。							
補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の歳入・歳出決算の状況	収入	項目	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		計	0		0		0	
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
その他特記すべき事項等	※①当該補助金についての主管課の今後の方針 ※②本年度、改善・工夫した点 ※③補助金等評価委員会・補助金制度改革委員会からのコメントに対する考え方 ※④当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況（i, ii 公的団体補助のみ） ※⑤市補助金を活用した事業については、そのことを外部にどのようにPR・周知努力をしたかを記載する。（資料提出でも構わない） ※⑥人件費を含む費用対効果の現状と今後の対応 ※⑦評価指標に対する達成度についての、主管課としての自己評価 ※⑧その他、各課において必要と思われる事項など、その他の特別な事情等を記載する。							

〈評価項目〉

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

要件	項 目	主管課 評 価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	※評価に至る考え方、特に「C」評価の場合の課題点などを明記する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		※①・②のいずれに該当するかを記入したうえで説明を記入する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。		
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）		
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。		
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。		
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。		
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。		

〈参考評価視点〉 i 公的団体補助（運営）

【主管課評価・・・A=合致, B=概ね合致, C=課題あり】

項 目	主管課 評 価	評価した内容についての説明
① 補助に比して多額の繰越金が存在する、本来確保すべき自主財源が適切に確保されていないなど、当該団体の財務構造が、自主性を損なうものでなく、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	※評価に至る考え方、特に「C」評価の場合の課題点などを明記する。
② 予め補助の終期が設定されているなど、当該団体の自立を促すための措置が講じられている。		
③ 他に補助の対象となり得る類似団体等が存在しない。（他の民間事業者等では同様の機能を果たすことができないと認められる。）		
④ 当該団体が、可能な範囲で、自己の業務推進体制の効率化、適正化等の取組を行っている」と認められる。		

2-2-2 甑島地域医療従事者等奨学資金貸与事業 市民健康課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（手段の改善）	現状維持		
意見	見直し等の内容		
・甑島の魅力を発信するなど、若い人たちを呼び込む手段を具体化し、実効性のある取組を検討していただきたい。 ・検討に当たっては内部評価のように、川内地域での勤務も可能とする返還条件に緩和する前提として、市内医療機関から甑島地域へ医師派遣が可能であるかどうか模索するなど、対象者がより応募したくなるような制度の改善をしていただきたい。	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	3,100	5,500	2,400

平成24年度の経過報告

平成24年度、2名の奨学生（医師1名、看護師・介護福祉士・歯科衛生士1名）の募集を実施している。

平成23年度、医師を目指す医学生への貸与を決定し、平成20年度の制度開設からこれまでに4人の学生等へ貸与した。

このうち、平成21年度に貸与決定した管理栄養士の資格取得を目指す学生が平成24年3月卒業、4月から甑島地域の福祉施設へ就職した。

なお、対象者がより応募したくなるような制度の改善としてご意見のあった川内地域の医療機関からの甑島地域診療所への医師派遣の可能性について医師会等へ打診を行うも、地方の医師不足等により、川内地域の医療機関においても医師確保に苦勞しており、勤務先を市内医療機関とし、ローテーションにより当該勤務先から甑島地域診療所へ派遣するといった方法でも難しい状況にある。

引き続き、医師派遣の可能性について模索していくが、現在の奨学金の額（医師月額15万円・その他月額5万円）や在職前の研修期間について再検討したい。

(参考) ■ これまでの奨学資金貸与者

	貸与開始 年 度	貸与 期間	貸与額	職 種	学 校
1	H21 年度	H21. 10 ～ H24. 3	月額 5 万円	管理栄養士	鹿児島純心女子大学 看護栄養学部 健康栄養学科 ※H24. 4 甑島地域福祉施設へ就職
2	H22 年度	H22. 10 ～ H25. 3	月額 5 万円	看護師	島根県立大学 短期大学部 看護学科
3	H22 年度	H22. 10 ～ H25. 3	月額 5 万円	介護福祉士	鹿児島情報高等学校 医療福祉科
4	H23 年度	H23. 4 ～ H29. 3	月額 15 万円	医 師	鹿児島大学 医学部 医学科

平成24年度

医療福祉従事者奨学生

市では、甑島地域における将来的な医療従事者などの確保のため、奨学資金の貸与制度を創設しています。

主な制度概要については、次の通りです。

【職種・定員】

▼医師 1人

▼看護師(看護士含む)・介護福祉士・歯科衛生士 1人

【対象】 将来、甑島地域の医療施設などに勤務する意思を持ち、現在、大学、短期大学、専門学校、高等学校などに在学している学生

※医師の場合は、卒後臨床研修医、大学院生も対象となります。

※同種の資金の貸与または給付を受けている方は対象外です。

【貸与額】

▼医師 月額15万円

▼看護師・介護福祉士・歯科衛生士 月額5万円

※4月分から支給します。

※連帯保証人2人(うち1人は県内在住者)が必要です。

【奨学資金の返還免除】 甑島地域の医療施設などに次の期間従事すると、貸与を受けた奨学資金の全額が免除されます。

▼医師 貸与期間6年以下の場合は3年間、6年を超える場合は5年間

▼看護師・介護福祉士・歯科衛生士 5年間

【奨学資金の返還】 甑島地域の医療施設などに従事できない場合は、貸与を受けた奨学資金を返還しなければなりません(ただし、甑島に就業する医療施設などがない場合を除く)。

【申込締切】 10月1日(月)必着

※定員になり次第、締め切る場合があります。

【申込方法】 問合先へ直接請求または市ホームページにある申込用紙に必要事項を記入の上、直接または送付で申し込み

【申込・問合先】 〒895-0055 西開町6-10

市民健康課甑島医療G(川内保健センター内)

☎(22)8848

相談

行政書士による無料相談

お悩みの方は、お気軽にご相談ください。

【時】

▼5月20日(日) 10時~15時

▼6月3日(日) 10時~15時

【所】 プラッセだいわ川内店2階 会議室(大倉町)

【内容】 相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続全般支援

※予約した方を優先しますので、電話でご予約ください。

【予約・問合先】 行政書士民事法務研究会事務局

☎099(253)0911

春期における行政相談

国の仕事やサービス、各種制度の手続きについて、お困りごとや苦情・ご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

期日	場所	時間
5/15(火)	大馬越地区コミュニティセンター	10:00~15:00
5/16(水)	里公民館	10:00~15:00
5/17(木)	本庁2階相談室	13:00~16:00
	樋脇支所	10:00~15:00
	社会福祉協議会東郷支所	9:00~12:00
5/21(月)	手打地区コミュニティセンター	10:00~12:00
	黒木地区コミュニティセンター	13:00~16:00
	上手地区コミュニティセンター	13:00~16:00
5/22(火)	黒木地区コミュニティセンター	13:00~16:00
5/23(水)	鹿島公民館	10:00~15:30

【問合先】

▼鹿児島行政評価事務所

☎099(224)3247

▼本庁市民課市民相談G(内線2571)および各支所市民生活課

特設人権相談所開設

鹿児島県方法務局川内支局と川内人権擁護委員協議会による、特設人権相談所が開設されます。



なお、相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【時】 6月1日(金) 10時~15時

【所】 川内文化ホール、樋脇保健センター、入来会館、東郷支所、祁答院保健センター、里支所、上甑老人福祉センター、鹿島公民館、長浜地区コミュニティセンター

【問合先】

▼鹿児島県方法務局川内支局

☎(22)2300

▼本庁市民課市民相談G(内線2571)および各支所市民生活課

お知らせ

販売士(3級)検定試験

【時】 7月14日(土)

【所】 川内商工会議所2階 大ホール

※都合により変更する場合があります。

【受検料】 4000円

【申込期間】 5月28日(月)~6月19日(火)

【申込方法】 電話

【申込・問合先】 川内商工会議所総務課

☎(22)2267

河川愛護月間が始まります



【内容】 5月21日(月)から6月20日(水)の期間は「河川愛護月間」です。

これは、市民の皆さまに対して河川愛護思想の普及・啓発を行い、河川を大切に、きれいにする気運を高めるものです。

また同時に、皆さまの自主的な河川愛護作業の実施により、河川に対するご理解とご協力を得ながら、良好な河川環境の保全・創出を図ることを目的としています。

皆さまのご協力をお願いします。

3-24 高齢者元気づくり「いきいき教室」事業 保険年金課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（他の事業と統合）	現状維持		
意見	見直し等の内容		
・平成25年度以降は関係課との調整を行った上で、他の事業（他課所管事業）と統合し、継続実施されたい。また、参加していない対象者への対応も併せて検討すること。	・平成24年度は、継続実施 ・平成25年度以降について、平成24年度に検討する。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	210	316	106
平成24年度の経過報告			
■ 平成24年5月10日及び平成24年5月31日にそれぞれ介護予防に関する関係課の調整会議を実施。（市民健康課、高齢・介護福祉課、保険年金課、コミュニティ課、市民スポーツ課、社会教育課、社会福祉協議会） 高齢者元気づくり「いきいき教室」（筋膜マッサージ教室）事業については、現在までに2回、他の事業との統合に向けて関係各課との協議を実施した。 今後も継続で協議を行うが、現時点においては、概ね次の3事業の中のメニュー事業として展開をしていくことで合意を得ている。 ● 介護予防事業リーダー研修会（高齢・介護福祉課） ● シニアスポーツリーダー派遣事業（市民スポーツ課） ● ふれあいいきいきサロン（市民健康課社協委託事業） 平成25年度以降においては、保険年金課としての事業実施は考えていない。			

4－27 緊急通報体制整備事業 高齢・介護福祉課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（手段の改善）	現状維持		
意見	見直し等の内容		
・対象者の的確な把握が第一であり、事業の効率化を図るべき。 ・対象者に適した広報の在り方を検討すべき。	・広報紙での周知回数を増やすとともに、併せて対象者となる高齢者を訪問している在宅介護支援センターや民生委員などの方々に事業の周知を行う。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	5,900	6,151	251
平成24年度の経過報告			
・ 高齢者宅を訪問する機会の多い在宅介護支援センターや居宅事業所の職員が出席する連絡会において、事業の周知を図ります。 ・ 広報紙による周知は、記事を工夫し高齢者が見やすい紙面作りに努めます。			

５－２９ はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業 高齢・介護福祉課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
廃止	事業費の削減		
意見	見直し等の内容		
・現状のままでは廃止すべき。 ・継続実施するには、事業実施の根拠を示し、世代間の公平性や給付条件の整理など、必要に応じた給付の在り方を検討すべき。	・高齢者の健康保持増進意識により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けることで健康の維持が図られ、医療費が抑制されることから事業の継続は必要である。現在の利用券１冊６０枚を１冊２０枚×３冊にし必要数に応じ交付するようにし、利用券の印刷代の節約と利用率の向上を図る。		
	平成２４年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23 年度当初予算額	H24 年度当初予算額	増減額
	14,400	14,016	△ 384
平成２４年度の経過報告			
・ 利用券を１冊２０枚とした。 ・ 高齢者の健康保持増進意識により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けることで健康の維持が図られ、医療費が抑制されることから事業の継続は必要である。 ・ 交付は、年度当初は申請者に必要冊数を確認して交付していたが、現在は１回の申請で１冊交付することとし、２冊目以降は１冊目を使い終わり２冊目が必要な時に交付をすることとし、３冊目も２冊目を使い終わったときに交付するよう、交付する際の取扱いを変更し、施術受診券の利用率向上に努めている。			

6－30 おでかけ支援事業 高齢・介護福祉課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（手段の改善）	現状維持		
意見	見直し等の内容		
- 対象者の年齢を70歳以上とする妥当性が弱い。適用要件の見直しを行い、真に必要とする者への交付とすべき。 - 使用の実態を把握し、無駄な使い切りや他人への譲渡などないよう、交付の際に周知を徹底するべき。	おでかけ支援券を利用し外出の機会が増えることで、健康保持増進や閉じこもり防止により認知症予防につながることから事業の継続は必要である。利用者には発行の際、適切な使用方法を入念に説明するとともに、併せて事業所にも指導を徹底する。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	41,940	41,940	0
平成24年度の経過報告			
- 高齢者の健康増進や、閉じこもり防止による認知症予防につながることから、平成24年度も事業を実施している。 - なお、本事業の対象年齢を70歳以上としている点については、道路交通法の高齢者運転標識の装着が70歳以上に求められているほか、所得税法では老人扶養親族を70歳以上にしており、妥当であると考え。 - 警察においても高齢者の運転免許証自主返納を推奨しているが、本制度は自主返納した高齢者の閉じこもり予防にもなり得るものである。 - 利用者へは利用券交付に際にその利用方法について説明し、適切な利用を促している。 - 事業所へは、入浴や運賃以外への利用券使用を認めないよう指導した。			

薩 高 第 3871 号

平成24年3月21日

公衆浴場事業所代表者 各位

公衆浴場窓口担当者 各位

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄

(公 印 省 略)

平成24年度薩摩川内市高齢者おでかけ支援事業に係る協力依頼及び
取り扱いについて (お願い)

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成23年度におきましては、薩摩川内市高齢者おでかけ支援事業の協力事業所となっ
ていただいております、感謝申し上げます。

さて、本市では、平成24年度も、市内に1年以上在住で満70歳以上の方を対象に、
4,000円分の助成券を交付し、公衆浴場の入浴料及び公共交通機関（バス、おれんじ鉄
道、甕島商船など）の運賃について、一部を補助する「薩摩川内市高齢者おでかけ支援事
業」を実施いたします。

つきましては、引き続き協力事業所としてのご協力をお願いします。

なお、請求等に関する手続きについては、下記のとおりお取り扱いくださるよう併せて
お願いいたします。

記

1 平成24年度の高齢者おでかけ支援助成券について

平成24年度の高齢者おでかけ支援助成券は別添「見本」のとおりになります。改ざ
ん防止用として、○の銀箔が2箇所入っています。

2 助成券の利用から請求までの流れ

① 薩摩川内市高齢者おでかけ支援助成券の交付を受けた対象者が、協力機関である公
衆浴場又は一部の公共交通機関を利用する際に、必要な金額分だけ券を切り取り、入
浴料又は運賃として使用。(ただし、100円未満の端数分は、対象者が現金で支払う。)

② 公衆浴場事業者代表者は、請求書と一緒に受け取った助成券を別紙「助成券貼付用
台紙」に添付し、翌月10日までに薩摩川内市役所高齢・介護福祉課又は各支所市民
生活課へ請求（送付）する。

③ 請求書提出後、請求額は提出月の月末に指定の口座へ振り込まれる。

※ 請求書様式は、公衆浴場事業者代表者宛へ送付します。

(請求書様式に変更があります：口座名義人及び施設等名称欄の追加)

3 請求時の助成券貼付用台紙について

助成券の1月ごとの枚数管理用に、助成券貼付用台紙を作成していますので同封します。高齢・介護福祉課窓口及び各支所市民生活課窓口にて貼付用台紙はお渡ししておりますので、台紙の利用をご希望される場合は、請求書を提出される際にでもお申し付けください。(郵送にて請求書提出されているところについては、ご希望があれば貼付用台紙を郵送いたしますので、お手数ですがご連絡ください。)

4 対象者への案内について（公衆浴場窓口担当者の方へお願い）

公衆浴場利用者の中に、助成券をもらっていない高齢者がお見えになった場合は、事業のご案内をお願いします。

助成券交付時に市役所（本庁・各支所）で高齢者の方へ渡すチラシも同封いたします。

5 平成23年度分の請求について

平成24年3月実績分（平成23年度分）については、平成24年4月10日（火）までにご請求(請求日は3月31日のこと)ください。平成23年度助成券（桃色の助成券）の利用期限は平成24年3月31日までとなっていますので、4月1日以降は受け取らないでください。利用期限の過ぎた助成券を高齢者が公衆浴場窓口に持ってこられた場合は、4月2日から平成24年度分助成券の交付が始まっていることをご案内くださいますようお願いいたします。

6 その他

【お問い合わせ先】

〒895-8650

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市役所

高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ

電話 0996-23-5111（内線：2674）FAX：0996-23-5131

【参考：高齢者おでかけ支援事業の内容等】

- 1 目 的 高齢者が指定の公共交通機関または公衆浴場を利用した場合に、その利用に係る運賃又は入浴料の一部を助成することにより、高齢者の日常生活及び社会活動における利便性の向上を図るとともに、閉じこもりの防止や社会参加を促すもの。
- 2 対象者 薩摩川内市高齢者おでかけ支援助成券の交付申請時において、1年以上本市にお住まいの、満70歳以上の方。
- 3 助成額 4,000円（100円×40枚の助成券綴りを交付）。1度に何枚使用しても良い。
- 4 助成券の申請に必要なもの
対象者の身分証明（健康保険証等）及び認印。代理申請も可能。
- 5 申請受付・助成券交付
平成24年度分は、本庁高齢・介護福祉課又は各支所市民生活課において、平成24年4月2日（月）より助成券交付開始。
- 6 平成24年度の高齢者おでかけ支援助成券の利用期限
平成25年3月31日まで
- 7 お客様、公衆浴場からのお問い合わせが多かったものは下記のとおりです。

No	お問い合わせ内容	回 答
1	1冊の助成券を夫婦で利用できますか。	利用できるのは交付を受けた本人のみであり、夫婦など家族であっても本人以外は使えません。
2	助成券の利用は1回に1枚（100円分）のみですか。	1回の運賃または入浴料として、複数枚利用できます。 （例）入浴料が1回300円の場合、3枚利用することができます。
3	公衆浴場に併設する家族湯があるが、助成券が使えますか。	家族湯にも使用できます。
4	おつりは出ますか。	おつりは出ません。 （例）入浴料が1回150円の場合、助成券1枚＋現金50円となります。
5	飲み物や食事、シャンプーなどの購入等にも助成券が使用できますか。	助成券が利用できるのは入浴料のみであり、飲食代等には利用できません。
6	公衆浴場で回数券、月極め券を発行しているが、助成券と引き換えられますか。	引き換えられません。 （助成券が利用できるのは本人のみだが、回数券では利用者が本人か確認できなくなるため。）

「薩摩川内市高齢者おでかけ支援助成券」

※ ご利用前に必ずお読みください！！



本市に1年以上居住している満70才以上の方へ、一部の公共交通機関または指定の公衆浴場を利用するときに、運賃・入浴料の一部として利用できます。

また、年度途中に誕生日を迎えられて70才になられる方については、誕生日から受付発行することができます。

- 1 この助成券は、4000円分あります。(1枚100円の助成券が40枚)
- 2 必要な金額分だけ切り取って、公共交通機関の運賃箱・代理店窓口、公衆浴場窓口
に支払ってください。
- 3 助成券を利用する際に、運転手や代理店、公衆浴場窓口から身分を証明できるものを
求められる場合があります。健康保険証などの公的機関が発行した年齢が確認できる
ものを提示してください。
- 4 この助成券はおつりができません。運賃又は入浴料に100円未満の端数が生じた場合
は、その額は現金で支払ってください。

5 【助成券を利用できる公共交通機関】

- 路線バス
- コミュニティバス
くるくるバス、南部循環線、北部循環線、
高江・土川線・ゆうゆうバス・ゆったりバス
祁答院バス・入来デマンド交通・市内横断シャトルバス
- 空港バス
- 肥薩おれんじ鉄道
(ただし、快速列車「オーシャンライナーさつま」号の
上川内・川内・串木野・伊集院・鹿児島中央間での
乗車にはご利用できません。)
- 甕島商船(シーホーク・フェリーニューこしき)
(航送運賃には使えません)



- ※ 薩摩川内市内で乗車または下車する場合に限ります。
- ※ ICカードの購入又は積み増しはできません。
- ※ タクシーには使用できません。

6 【助成券を利用できない公共交通機関】

- JR九州の列車

7 【入浴料として助成券を使用できる公衆浴場】

- 裏面のとおりに

8 注意事項

- 助成券は、本人以外使用できません。
- 助成券の表紙に記載されている有効期限を過ぎたものは、使用できません。
- 助成券を紛失されても再発行はできませんので、ご注意ください。
- 月極め券及び回数券の購入はできません。

9 問合せ先

薩摩川内市役所 高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ 電話 0996-23-5111
各支所 市民生活課 (内線 2673、2674)

「薩摩川内市高齢者おでかけ支援助成券」

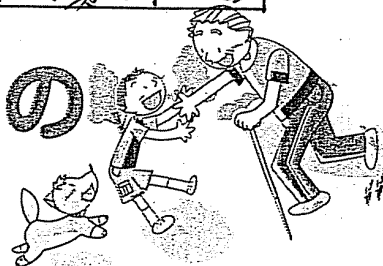
【入浴料として助成券の使える公衆浴場一覧】（平成24年4月1日現在）

公衆浴場名	所在地	電話番号
白和温泉センター	白和町1-20	0996-25-4000
川内温泉センター	鳥追町7-5	0996-25-1000
隈之城温泉	隈之城町1195番地	0996-22-7355
温泉平佐城	平佐町2228番地1	0996-22-6731
双葉旅館	湯田町6461番地	0996-28-0018
梅屋旅館	湯田町6467番地	0996-28-0016
竹屋旅館	湯田町6489番地	0996-28-0865
ホテルマル善	湯田町6491番地	0996-28-0062
川内高城温泉共同湯	湯田町6763番地	0996-28-0177
鷹の巣冷泉	樋脇町塔之原762番地4	0996-37-3750
丸山温泉	樋脇町市比野2295番地6	0996-38-1589
グリーンランド市比野ふれあい館	樋脇町市比野2233番地	0996-38-0170
下之湯公衆浴場	樋脇町市比野2576番地1	0996-38-1771
昭和湯	樋脇町市比野2595番地	0996-38-0146
観光温泉旅館 奥旅館	樋脇町市比野2847番地	0996-38-0018
上之湯公衆浴場	樋脇町市比野2926番地2	0996-38-1557
旅館 薩摩の里	樋脇町市比野4134番地	0996-38-1012
もんじょ温泉おおた	入来町浦之名7683番地	0996-44-5255
有限会社諏訪温泉	入来町浦之名8920番地	0996-44-3472
入来温泉センター	入来町浦之名13052番地	0996-44-2735
入来高齢者福祉センター	入来町副田5735番地	0996-44-3731
亀の湯	入来町副田6075番地	0996-44-2561
アゼロ湯公衆浴場	入来町副田6179番地	0996-44-5222
柴垣湯公衆浴場	入来町副田6208番地	0996-44-2888
東郷温泉ゆったり館	東郷町斧渚1940番地1	0996-42-2244
竜仙館	祁答院町藺牟田950番地	0996-56-0039
いこいの村いむた池温泉	祁答院町藺牟田1806番地	0996-56-0121
下ノ湯	祁答院町藺牟田2653番地	0996-56-0402
さざらし会館公衆浴場	祁答院町藺牟田3144番地1	0996-56-0355
黒木温泉公衆浴場	祁答院町黒木26番地	0996-55-0961
大村温泉公衆浴場	祁答院町下手51番地1	0996-55-0897
里交流センター甌島館	里町里1619番地15	09969-3-2121





高齢者・障害者への 各種助成制度



在宅で介護されている方

【家族介護用品支給事業】

課税世帯 1,000 円券 × 36 枚 (36,000 円分) 非課税世帯 1,000 円券 × 75 枚 (75,000 円分) を交付

- 市内に 1 年以上居住している介護者で、【寝たきり】または【重度の認知症】の状態が 3 カ月以上続いており、次の要件のいずれかに該当する方を、在宅で介護している方が対象になります。
※介護者も市内に 1 年以上の居住が必要です。

- ① 要介護認定および要支援認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1、2 級 ③ 療育手帳 A 1、A 2、A

【ねたきり老人介護手当】

1 回の申請で 60,000 円支給 (申請は年 2 回、8 月と 2 月)

- 市内に 1 年以上居住し、要介護 4、5 の高齢者を在宅で起居をともにしながら、3 カ月以上介護している方
- 市民税の所得割非課税世帯であること
- * 上記 2 事業は、いずれも特別障害者手当・福祉手当を受給している方は対象になりません。



元気高齢者など

【高齢者おでかけ支援事業】

年間 100 円券 × 40 枚 (4,000 円分) を交付

- 市内に 1 年以上居住している満 70 歳以上の方
- 市が指定した公衆浴場および公共交通機関で利用可
【公共交通機関】＝路線バス、コミュニティバス、
空港バス、甕島定期航路船、
肥薩おれんじ鉄道

【はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業】

1 回 800 円の助成券 20 枚つづりを最大 3 冊 (48,000 円分) まで交付

- 市内に 1 年以上居住している満 65 歳以上の方

* 上記の 2 事業の申請は、本人の身分証明書 (保険証・運転免許証など) と印鑑が必要です。

* 代理申請もできます。(上記に加え、代理の方の印鑑も必要です。)



65 歳以上の一人暮らし高齢者など

【緊急通報体制整備事業】

- 緊急時にボタンを押すと指定された通報先へ通報する装置を貸与します。

【高齢者訪問給食サービス事業】 (1 食 450 円負担)

- 食生活の改善と安否確認を行います。
- 昼・夕の 2 食以内で配食します。

【生活指導型ショートステイ事業】 (1 回 381 円負担)

- 養護老人ホームなどに一時的に入所泊し、生活習慣の指導、体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。(食費は別途)

【生活支援型ホームヘルプサービス事業】 (1 時間 80 円負担)

- 一人暮らし高齢者のお宅に生活援助員を派遣し、買い物や身近な生活援助サービスを提供します。
- 週 1 回の 2 時間以内

【高齢者日常生活用具給付等事業】 (一部自己負担あり)

- 火災警報機・自動消火器・電磁調理器の購入費を助成および福祉電話 (加入権) を貸与します。

在宅の障害者 (児)

【福祉タクシー等利用料金助成事業】

年間 500 円券 × 20 枚 (10,000 円分) を交付

市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甕島定期航路船で利用できます。

- 市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者 (普通自動車免許保持者を含む)

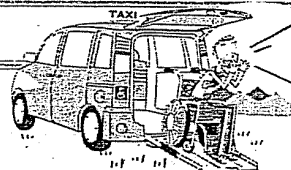
- ① 身体障害者手帳 1、2 級
- ② 療育手帳 A 1、A 2、A
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

- 市内に居住している障害児 (18 歳未満) で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (同一世帯に普通自動車免許保持者がいないこと)

* 申請には、障害者手帳などと印鑑が必要です。

* 代理申請もできます。

* 社会福祉施設などの入所者は対象になりません。



各種制度の詳細または不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

【問合先】＝高齢者福祉の制度 本庁高齢・介護福祉課および各支所市民生活課
障害者 (児) の制度 本庁障害・社会福祉課および各支所市民生活課

☎ (23) 5111 (内線 2673)

☎ (23) 5111 (内線 2181)

7-33 鹿の子百合原種確保事業 農政課

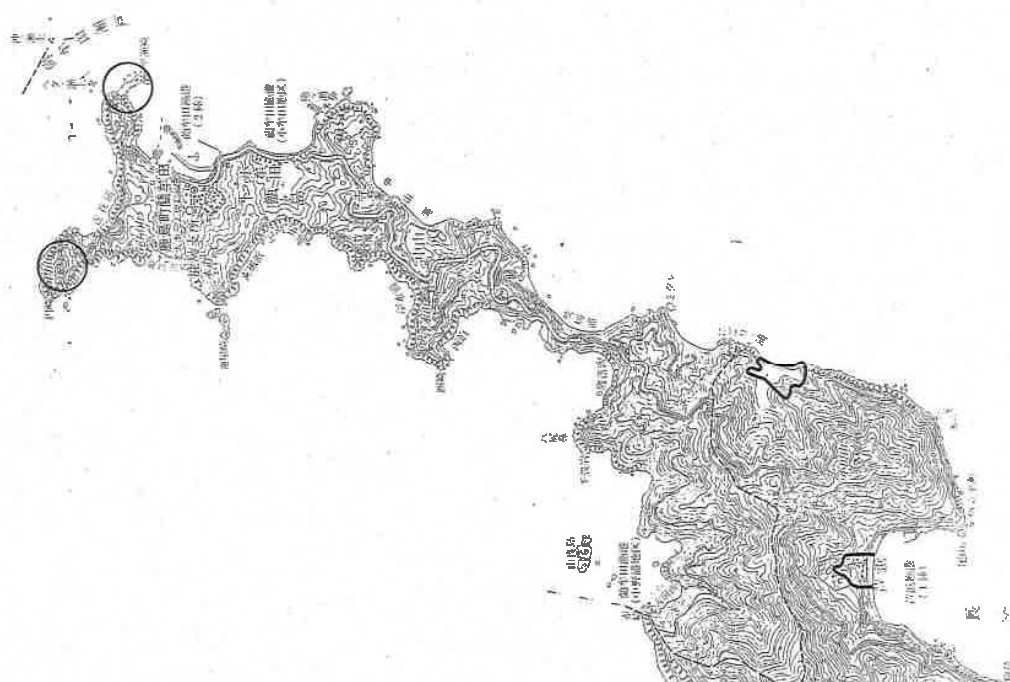
外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（移管）	事業内容等の見直し		
意見	見直し等の内容		
- 事業自体を見直すべき。種の確保をどこが実施すべきが、課内で議論をしていただきたい。 - 原種確保のできる課に事業を移管し、目的に沿って事業を実施すべき。 - 鹿の子百合は市の花でもあり、原種を確保するという点に限定して徹底的に取り組んでいただきたい。	- 里地域と下甕地域で実施してきたが、下甕地域は、生産者の高齢化により実施できない状況となったため、平成24年度は、里地域のみで継続して実施することとなった。 - 原種を確保する点に限定して徹底的に取り組める課はどこなのか、どのような方法が適切なのか、現在実施している当該事業（増殖事業）と山焼き事業（自生地保護）を含めて協議を進めていくこととしている。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	741	500	△ 241
平成24年度の経過報告			
1 鹿の子百合の現状について 鹿の子百合に関する本市の事業として、「鹿の子百合自生地山焼き事業」及び甕島のは場にて球根増殖を行う「鹿の子百合原種確保事業」が従来から行われてきており、原種保護の観点では、「鹿の子百合自生地山焼き事業」により、自生地の保護が行われており、「鹿の子百合原種確保事業」により災害等による自生地の壊滅に備える事業と位置付けることができる。 「鹿の子百合自生地山焼き事業」には、景観保全による観光振興を図る目的があり、「鹿の子百合原種確保事業」には、球根販売の産業化及び球根配布による観光振興を図る目的があるが、引き続きこの目的に沿った事業展開が可能と認識している。 2 「見直しの上で継続（移管）」への回答 - 現在、産業化及び観光振興の目的があること、増殖技術が必要なことから、本事務事業及び「鹿の子百合自生地山焼き事業」は、引き続き農政課が所管することが適当と判断。 3 平成24年度の経過報告について - 球根増殖を行う「鹿の子百合原種確保事業」については、産業化の見込みや球根配布に対して大きな成果が得られていないため、昨年度の事業内容等の見直しにより、現在は、里地域のみで継続実施している。今後、観光・シティセールス課と協議を行い、今年度中に、目的と今後の成果の見込みを明確にして、さらなる事業見直しを行う予定である。 「鹿の子百合自生地山焼き事業」についても、今後、観光・シティセールス課と調整を行い、目的に沿った事業展開を行う予定。			

鹿の子百合自生地山焼き事業位置図

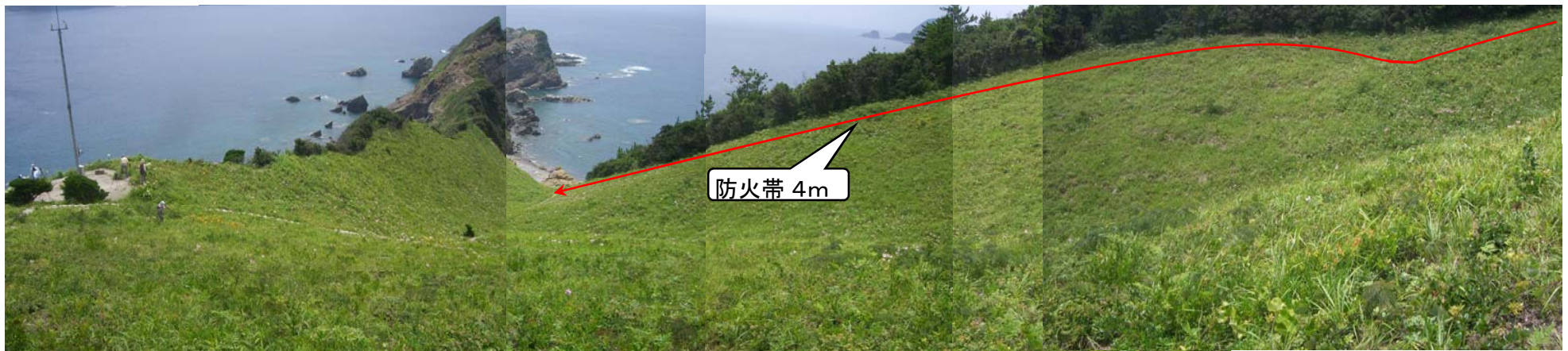
鹿 島 列 島



鹿島町蘭牟田 1,4ha



山 焼 き 前 (全 景)



山 焼 き 後 (全







8-43 入来地域デマンド交通運行業務委託（入来地域） 商工振興課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
廃止	事業内容等の見直し		
意見	見直し等の内容		
・デマンド交通導入前より、1人当たりの経費が増加しており、現状のデマンド交通制度では事業継続すべきでない。制度の周知徹底はもとより、利用者が利用しやすい事業実施をされたい。 ・移動制約者に対する交通手段の確保として事業の重要性・必要性は十分認められるが、事業実施の手法についてはもっと効率的なものとなるよう熟慮すべき。 ・コミュニティバス事業全体について、経費面等も含めた根本的な見直しが必要である。	・長野線及び藺牟田温泉線の増便及び高齢者への出前講座の実施による制度の普及啓発を図ったことにより、平成23年12月の利用者は前年同月比で約1.5倍となり、利用方法も浸透してきている。 - また、利用者の増加に伴い、1人当たりの経費についても、デマンド交通導入前とほぼ同じである。 - さらに、事業者によるオペレーターの充実、利用啓発のチラシ配布、バス停の増設など利便性の向上を図っている。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	6,600	5,596	△1,004

平成24年度の経過報告

1 デマンド交通経費比較

年度	平成22年度		平成23年度	
月	(4月～6月) デマンド運行前	(7月～3月) デマンド運行後	(4月～9月)	(10月～3月) 利用促進対策後
委託料	1,875,000 円	4,167,087 円	2,543,210 円	2,543,210 円
	6,042,087 円（年額）		5,086,420 円（年額）	
1人当たりの経費	1,621 円	2,329 円	2,295 円	1,531 円

2 利用促進対策

(1)路線延長（H23.7月～）

- ・入来町副田大内田地域のフリー乗降区間（迂回路線）の路線延長（約1.7キロ）

(2)増便（H23.7月～）

- ・長野線 2便増便
- ・藺牟田温泉線 2便増便

(3)バス停追加（H24.1月～）

- ・おじゃったモール 1ヶ所

(4)オペレーターの充実（H23.10月～）

(5)利用啓発のチラシ配布（H23.10月、H24.1月配布、H24.7月配布予定）

(6)地区コミュニティ協議会、社会福祉協議会の高齢者サロン等への「出前講座」の実施

- ・出前講座20回 対象人数約350人（～H24.5月）

(7)自治会の高齢者サロン等への「出前講座」の実施依頼文書配布

- ・70自治会へ文書配布（H24.6月発送）

3 今後の方針

(1)デマンド交通の利用促進強化策は引き続き実施する。

(2)現在の運賃（100円）について、他のコミュニティバスと同様、平成24年度中に地域公共交通活性化協議会において協議を行う。

入来地域デマンド交通

きんかん号



(100円均一乗合タクシー)

ご利用について

◇「きんかん号」の予約受け付けや利用方法など、わかりやすくお答えします。

「きんかん号」を利用したいけど・・・
利用のしかたが
わからない・・・など・・・

いろんな質問
にていねい
にお答えします。



予約の受付，時刻表の見方，迎えの時間，乗降場所など何でも
おたずねください！

まずは，気軽にお電話を！！

電話44-3311 (入来タクシー)

入来地域デマンド交通
100円で乗れる

きんかん号



を利用してみませんか？

寒くなってきたので自宅近
くまで迎えに来てくれる
「きんかん号」を利用した
いけど・・・
利用のしかたがよく
わからない・・・など・・・



きんかん号は、自宅近くでも乗降
できます！！
(ただし国道、県道はバス停で。)



「きんかん号」の予約受付や利用方法
など、いろんな質問にわかりやすく、
お答えします。

まずは、気軽にお電話を！！

電話44-3311 (入来タクシー)

薩 商 第 1 8 3 号

平成 2 4 年 6 月 6 日

入来地域

各自治会 会長 様

薩摩川内市長 岩切 秀雄

入来地域デマンド交通（きんかん号）の利用啓発について（依頼）

時下 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 2 2 年 7 月から運行を開始しました入来地域デマンド交通（きんかん号）も皆様のおかげをもちまして、運行開始以降利用者也徐々に増え、非常に感謝しております。

しかしながら、住民の方々から利用方法がわからないとの声も寄せられており、デマンド交通が十分に認知されていないと考えられることから、更なる利用啓発に努めたいと考えております。

つきましては、自治会で開催される行事又は集会等がございましたら、併せてデマンド交通の出前講座を実施させていただくため、時間を設けていただけないかの御検討をお願い致します。なお、休日及び夜の集会などにもお伺い致しますので、別紙連絡表又は電話等にて遠慮なく御連絡ください。

これからも引き続き、地域の公共交通の利便性向上のため努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

問 合 先 薩摩川内市商工振興課（交通運輸グループ）

担当：毛井・西元

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

電話：（0 9 9 6）2 3－5 1 1 1 内線 4 3 2 2

ファックス：（0 9 9 6）2 0－5 5 7 0（代表）

メールアドレス kotsu@city.satsumasendai.lg.jp

9-45-1 市街地空き店舗対策事業（まちあいサロン） 商工振興課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
廃止	事業内容等の見直し		
意見	見直し等の内容		
・高額な事業費に対して、現在の事業内容では空き店舗解消に繋がるものになっていない。 ・まちあいサロンについては、市街地活性化に対する集客効果は見込めないので廃止すべきであるが、空き店舗対策事業としては発想を変えて別の手法で取り組むべき。（たとえば、1店舗につき100万円の助成を行うなど）	・「まちあいサロン」は無料休憩所はもとより、中心市街地の交通結節地点に隣接しているため、高齢者や交通弱者の待合所としても利用されている。したがって、中心商店街の情報発信の手法を見直すことで、事業継続とする。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	5,500	5,500	0
平成24年度の経過報告			
「まちあいサロン」では、これまでの無料休憩所としての機能以外に、次の項目に取り組むことで、総合的な中心市街地の賑わいの創出に繋いでいくこととした。 ①中心市街地商店街情報などの提供 商店街売り出しや、商業者支援事業補助金（空き店舗改装費補助金）を活用した新規出店などの情報提供を行うことで、中心市街地商店街の回遊性を高める。 ※別紙資料 ②サークル活動による書道や絵画などの展示 ※市民活動の発表の場を提供することで、中心市街地への集客に繋がる。 ③チケット販売への協力 各団体から、市内で開催されるコンサートや発表会などのチケット販売の協力をしている。 ④イベント開催時の拠点 中心市街地の飲食店を利用した「よる×せん」などのイベント開催時の拠点としても活用している。			

・まちあいサロン

H22

営業時間 10:00~19:00

月	総客数	給茶	PC	荷物預	観光問合
4月	1,074	928	262	82	16
5月	987	692	334	70	19
6月	920	760	357	70	17
7月	1,129	1,346	577	62	6
8月	1,570	2,189	832	74	15
9月	1,028	1,177	371	53	20
10月	1,035	844	355	71	20
11月	1,068	759	261	80	27
12月	872	679	182	62	16
1月	1,046	830	277	55	14
2月	1,089	862	276	70	12
3月	1163	984	286	73	127
合 計	12,981	12,050	4,370	822	309

H23

月	総客数	給茶	PC	荷物預	観光問合
4月	996	998	238	88	14
5月	1007	839	249	89	14
6月	955	839	227	84	11
7月	1125	1,121	237	65	17
8月	1,153	1,373	200	77	11
9月	985	1,048	147	49	10
10月	973	1115	161	76	18
11月	950	882	149	87	87
12月	1,041	993	129	84	14
1月	946	847	173	81	12
2月	920	929	152	76	13
3月	1205	876	181	89	27
合 計	12,256	11,860	2,243	945	248

鉄板焼 こなや

◆オーナーなぐさんのこだわりの味◆

今回取材に行ったのは中心市街地にある『鉄板焼 こなや』さん。関西風お好み焼きを鹿児島風にアレンジし、だしと山芋がたっぷりきいたフワフワ食感が楽しめる鉄板焼屋さんです!

オーナーのオススメメニューは『こなやスペシャル』!!! 他にもお好み焼き各種、モダン焼き、焼そば&塩焼そば、焼うどん&塩焼うどんなどもありますよ♪

今回はランチの時間にお邪魔しましたので、ぶた玉と焼そばと塩焼そばのランチセットを注文。ランチメニューも豊富で、ご飯にお味噌汁、漬物もついてボリューム満点! 鉄板や食材、すべての物にこだわり作られるお好み焼きや焼きそばは格別! 女性のお客さんも多く、オーナーなぐさんのキャラクターも大人気みたいです♪

☆夜はお酒のおともにこなや一品メニューも食べてみませんか☆

こだわりの味を
食べに来て下さい!



座席数
カウンター 4名
4人席 4つ



お好み焼きと焼そばが選べます

ランチメニューはすべて750円
それぞれご飯とお味噌汁と漬物がつきます



チーズたっぷり
『こなやスペシャル玉』1000円(税込)



さらに自家製ソースとマヨネーズ、青のり、刻んだトッピングがされます



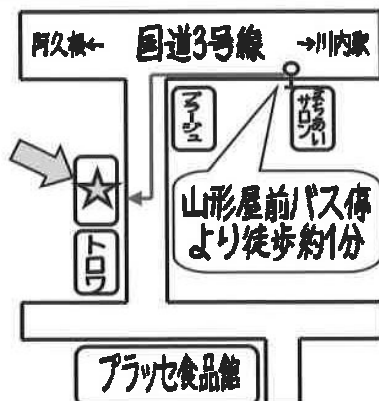
自家製ソースがたまらない!!
ぶた玉 550円



大阪から取り寄せた中太麺で作る
塩焼そば 550円



平成22年4月26日にオープンし、
店内はとてもきれいで落ち着いた雰囲気です。



営業時間 昼11時～15時
夜18時～21時
定休日 毎週火曜日
電話 0996-23-2781
住所 薩摩川内市西向田町14-3

お持ち帰りもできます。お電話下さい。

野菜ソムリエのビストロ

～トロワ～

Trois

◆お客様が幸せな気持ちになるような店作り◆

まちなか通信 vol.4 は中心市街地にある『野菜ソムリエのビストロ Trois(トロワ)』さん。『Trois(トロワ)』とはフランス語で『3』という意味。お客様、Trois、地域の方々が皆幸せになりますようにという気持ちが込められています。

オーナーはなんとフランスのパリへ行き、本場の料理や家庭料理などの勉強をされたそうです!

ランチは『パスタランチ(900 円)』と『Trois ランチ(1,400 円)』の2種類。今回は 900 円ランチをいただきました。ボリューム満点で、お野菜も新鮮で美味しいです!ディナーも店内の雰囲気がよく、お酒がおいしく頂けますよ。

オーナーは『来て下さったお客さんが店内でゆっくりしてもらえそうな店作りをしたいです♥』と意気込みを語ってくれました。きっと素敵なお店になると思います!!!

こ
だ
わ
つ
て
い
ま
す
!



座席数
テーブル 5席(10名)
カウンター 5名



オードブル3種盛り
ランチスープ



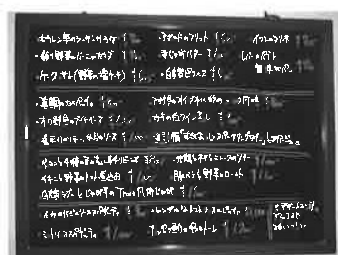
旬のお野菜にこだわったパスタ



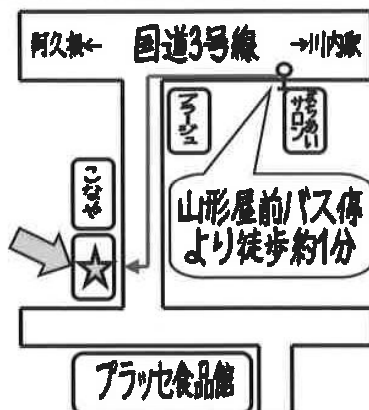
デザート2種盛り
(コーヒーorノンアルコールカクテル)



日替わりメニューも豊富♥



平成22年9月7日にオープンし、
店内は木と白を使いスッキリしたイメージです。



営業時間 ランチ : 11時30分~15時
ディナー : 18時~24時

定休日 毎週木曜日
電話 0996-22-0550

住所 薩摩川内市西向田町14-3-102

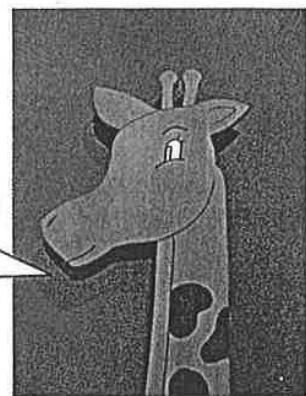
日替わりメニューに夜はワインも飲めますよ♥

cafe きりん堂

◆ きりん堂ならではの店作り ◆

まちなか通信 vol.5 は川内駅前にある「きりん堂」さん。
店内はきりんの置物や絵画がたくさんあり、かなり楽しめる店内作り!ご飯を食べながらきりんのオブジェを探すのも楽しいかも♡私もついついきりん探しちゃいました☆
今回ランチの時間にお邪魔しまして、「日替りランチ (700 円)」、「きりん堂カレー (700 円)」、「ロコモコ丼 (700 円)」をいただきちゃいました☆ご飯は白米と雑穀米が選べて、食後にはそれぞれコーヒー、紅茶もセットでついてきます。
ランチの他にもモーニングメニューや、デザートもありますよ♡ご飯を食べるだけでなく、ちょっとしたお茶をしに行くのもいいと思います。「きりん堂」さんはブログを毎日更新しているみたいですので是非チェックしてからランチに出かけてみてはいかがでしょうか♡

甘くて美味しい
デザートもあるよ♡



座席数
カウンター10 席
テーブル席 5 つ



日替りランチ (祭日休み) 700 円



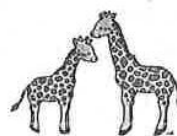
きりん堂カレー 700 円
～トマトベースの肉カレー～



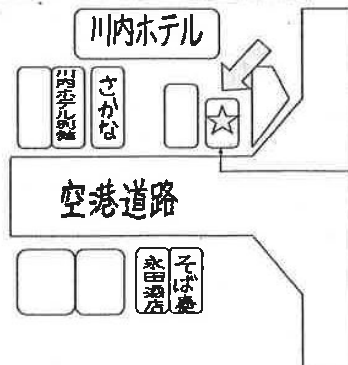
ロコモコ丼 700 円
～野菜・ハンバーグ・目玉焼きののった丼～

きりん堂

ランチにはそれぞれ
コーヒー又は紅茶がつきます。



きりん堂ブログ
http://blogs.yahoo.co.jp/aiyah_8_aitah
～「cafe きりん堂」で検索♡～



川内駅

営業時間
月～土 8 時 30 分～19 時
夜の営業は予約のみです。
定休日 毎週日曜日
電話 0996-29-4655
住所 薩摩川内市鳥追町 7-2
モーニングとランチもあります。

Bis! La・frutta

◆人との出会い、素材との出会い◆

まちなか通信 vol.7 は「BIS! La・frutta ～ビス！ラ・フルッタ～」さん。薩摩川内市のイタリアンジェラートでも有名なお店ですが、お手軽なランチやメニューの多さも魅力♪季節におおじてメニューも変わり、ジェラートの種類はなんと 90 種類！！お客様から頂いた山桃や地元のフルーツ、野菜のジェラートは絶品です。入り口に近くのショーケースには色とりどりのジェラートがたくさん。各所のイベントにも出張販売で、ジェラートにシェフ自慢のカレーも販売しています。チーズたっぷりでアツアツの手作りピザも絶品です。

オーナーの素敵な笑顔と、シェフのおいしい料理で、来た人は幸せな気分になれますよ。

人、素材の出会いを大切に営業されています。

いい人、いい素材
に出会ったとき、私は
心から嬉しくなります



座席数
テーブル 6 席
カウンター 16 席
合計 25 名程度



前菜 3 種
(フリッタータ、サラダ、クリームチーズ)



本日のパスタ
(手前：竹の子とじゃこのパスタ、
奥：いろいろ草のクリームソース)



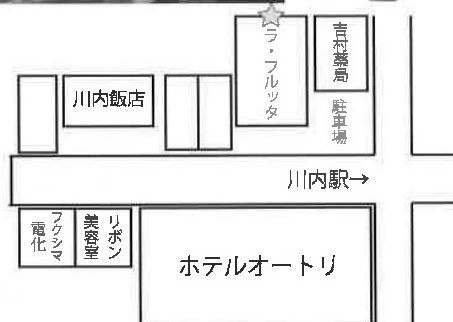
半熟卵とベーコンのピザ



イタリアンジェラート



2 ～ 25 名 (多い場合は貸切)
のパーティーもできます♪



お車でお越しの際は
専用駐車場をご利用下さい。

営業時間 ランチ 11:00 ～ 15:00
ディナー 18:00 ～ 22:00
(金・土 23 時まで)

定休日 毎週木曜日

電話 0996-22-1781

住所 薩摩川内市横馬場町 9-2



第3回 夜遊び × 薩摩川内

よる♡せん

Valentine Special

今度はバレンタイン！
スペシャルな夜を！

100
×
100

薩摩川内史上最大
200人合コン！

2012.2.4 (sat)
19:00 ~ 22:00

携帯の方はコチラ



twitter
@yorusenPR
最新情報はtwitterで！

- (1) 参加店は全部貸し切り＆飲み食べ放題！！
どのお店に行っても、参加者のみで安心。お料理もお酒も好きなだけお楽しみください！
受付後、リストバンド（参加証）と参加店MAPを差し上げます。あとはお好きな場所へGO!!
- (2) 同性2人以上でお申し込み下さい。
思い切って参加したのにいまいち馴染めず一人でぼつんと、なんていうコトにならないよう、
お二人以上での参加を条件にしています。お友達同士でどうぞ。
- (3) ひとつのお店には60分以内で。
市内のお店を楽しんでもらうのも「よるせん」の目的のひとつ。できるだけたくさんの参加店
に行ってみてください。いったんお店を出た後、別のお店を経由して同じ店に戻るのは何度でもOK。

【参加資格・人数】

20代および30代の未婚男女各100名・計200名

【参加費】

男性6,300円 / 女性4,200円（税込）

【申込方法】

ウェブサイトの参加フォームまたはFAX、電話申し込み
1/28（土）まで受付、ただし定員になり次第で切

薩摩川内
市外・県外
からの参加も
大歓迎！！

<http://yorusen.com>

主催：よるせん実行委員会 事務局：（株）まちづくり薩摩川内
TEL 0996-27-6758（まちあいサロン内） FAX 0996-41-5468

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
廃止	現状維持		
意見	見直し等の内容		
・雇用対策事業の取組として、市が実施すべき事業内容であると言い難い。	・有効求人倍率は上向いているものの、東日本大震災や超円高など景気が不安定な中、新卒者の就職率も低迷しているため、事業継続する。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	360	366	6

平成24年度の経過報告

「就職サポート事業」については、東日本大震災や超円高による日本経済の不安定な景況感から、平成24年度は事業継続としたが、国のジョブサポーター制度の充実、有効求人倍率の回復、また、求職者支援制度のスタートに伴い、今年度で廃止とする。

※就職サポートセンター実績

	登録者数	就職者数
平成22年度	37人	26人
平成23年度	91人	39人

①ジョブサポーター

高校・大学の新卒者のために各ハローワークに配置された就職相談員。

ハローワーク川内に平成22年度から4人配置されている。

ハローワーク川内では、リーマンショック（平成20年）以降の離職者対応で、企業や高校・大学の就職マッチングが思うように進まなかった。近年、有効求人倍率も上向いてきており、本来の業務を行える状況にある。

②有効求人倍率の回復

平成21年5月 0.25 ⇒ 平成24年4月 0.59

③求職者支援制度（平成23年10月スタート）

「求職者支援訓練」や「公共職業訓練」を原則、受講料無料で受講可。

【対象者】

- ・雇用保険に加入できなかった方
- ・雇用保険受給中に再就職できなかった方
- ・雇用保険加入期間が足りず雇用保険を受けられない方
- ・自営廃業者、学卒未就職の方 など

参 考

【求職者支援訓練】

雇用保険を受給できない失業者の方が、無料の職業訓練（3か月～1年程度）を受けながら就職に必要なスキルアップを図り、その間の生活費（10～12万円／月）を受け取ることができる給付制度です。

【公共職業訓練】

国や都道府県が行う、離職者向けの職業訓練。訓練内容はIT技能・製造関連技術・経理・介護など多岐に渡る。ハローワークを通じて申し込み、面接・筆記等の選考を経て受講する。受講料は教科書代などを除き原則無料。公的職業訓練。

1 1 - 5 2 国際交流員招致事業 企業・港振興課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（移管）	事業内容等の見直し		
意見	見直し等の内容		
現在、川内港利活用推進に関連する事業が多く、貢献を期待され企業・港振興課が所管課となっているが、国際交流の本来の目的に沿った組織での事業実施となるよう、事務分掌を整理し、所管課の見直しをしていただきたい。	今後の組織機構見直し作業の中で、全庁的に検討いただくことにしたい。		
	平成 2 4 年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23 年度当初予算額	H24 年度当初予算額	増減額
	5, 134	5, 627	493
平成 2 4 年度の経過報告			
現在、国際交流員は「薩摩川内市国際交流員任用規則第 3 条」に掲げてある職務について業務を行っているが、今後は更に、業務の範囲や活用の対象といった事項について検討し、活動の幅を広げていく必要がある。 上記内容を踏まえ、平成 2 5 年度の組織再編時に向け関係課所と十分協議し、どこの所管が良いのか検討していきたい。 【参 考】 1 第 3 条（職務） (1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修，国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言，外国からの訪問客の接遇，イベント等の際の通訳等をいう。） (2) 地方公共団体の職員，地域住民に対する語学指導への協力 (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言及び参画 (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力 (5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が必要と認める職務 2 平成 2 4 年度 県内国際交流員配置状況 (1) 配置人数：1 5 名（H24. 5. 1 現在） (2) 招致国：英語圏、シンガポール、韓国、中国、マレーシア (3) 配置先：鹿児島県 国際交流課 鹿児島市 // 鹿屋市 市民活動推進課 日置市 企画課 霧島市 企画政策課 南さつま市 企画課 湧水町 企画課 薩摩川内市 企業・港振興課			

■平成23年度 国際交流員活動実績

企業・港振興課

○第15代 国際交流員氏名：陳^{ちん} 戴丹^{たいたん} (Chen Daidan)

○平成23年6月1日～平成24年5月31日

1 各種講座

(1) 中国語教室

- 入門（第1、3、5週土曜日）H23.6.18～H24.3.17 全17回
昼の部 13:30～15:00 延べ受講者数 253名
- 初級（第2、4週木曜日）H23.11.10～H24.3.22 全昼9回、夜8回
昼の部 13:30～15:00 延べ受講者数 226名
夜の部 19:00～20:30 延べ受講者数 263名
- 中級（第1、3、5土曜日）H23.6.18～H24.3.17 全17回
15:15～16:30 延べ受講者数 227名

(2) 日本語教室・・・中国人在住者対象

- （水曜日）H23.4～H24.3 全32回
18:00～19:30 延べ受講者数 171名

(3) はじめての子どもニーハオ教室

- H23.7.26・8.2・8.9 全3回
10:00～11:30 延べ受講者数 18名

(4) 子どもニーハオ教室

- H24.2.16～H24.3.29 全6回
16:30～17:20 延べ受講者数 42名

2 講師派遣

期 日	演題・内容等	主催者
H23.6.30	国際交流地域連絡協議会総会での講話	薩摩川内警察署管内国際交流地域連絡協議会
H23.6.21	市民大学講座(祁答院高齢者大学)	祁答院教育委員会
H22.7.23	国際理解講座:服装から見た中国各時代の変遷	薩摩川内市国際交流協会
H23.8.10	中国人実習生とのキャンペーンの講師	薩摩川内警察署管内国際交流地域連絡協議会
H23.9.10	世界の家庭料理教室	薩摩川内市国際交流協会
H23.10. 13	いきいき講座	東郷教育委員会
H23.11. 8	薩摩川内市研修(勤続2、3年目研修)	薩摩川内市総務課
H23.12.19	常熟市工学院訪日団訪問	鹿児島純心女子大学
H24.2.5	「水団子で中国の元宵節を過ごそう」と銘打つ企画	薩摩川内警察署管内国際交流地域連絡協議会
H24.2.14	川内ロータリークラブ例会での卓話	川内ロータリクラブ
H24.2.22	中国料理教室	樋脇地区コミュニティ協議会 健康福祉部
H24.3.7	総合的な学習の時間(国際交流活動・発表会)	さつま町立佐志小学校
H24.4.13	薩摩川内市長寿楽園大学の教養講座	薩摩川内市長寿楽園大学
H24.5.21	神村学園初等部の中国文化出張講座	神村学園初等部

3 その他交流活動

期日	内 容
H23.8.27～H23.8.31	薩摩川内市・常熟市友好都市締結20周年記念事業 常熟市来日団 受入
H23.9.21～H23.9.24	韓国 昌寧郡霊山大綱引保存会来日団 受入 韓国 昌寧郡霊山高等学校生来日団 受入
H23.11.6	薩摩川内市第8回はんや祭り参加
H24.3.2～H24.3.5	韓国 昌寧郡視察・交流事業
H24.3.21～H24.3.23	韓国昌寧郡来日団視察・交流事業 受入
友好都市交流関係文書等の日本語・中国語翻訳等、地域ボランティア活動 他	

4 「広報さつませんだい」から市民へのアプローチ

中国（常熟市）の生活文化・風習や国際交流員が本市での様々な体験で感じたことなどを中心に投稿する「国際交流員の窓」 開設

6／10～ （10回掲載）

(目的)

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、国際交流活動を行う国際交流員の勤務条件を定めることを目的とする。

2 国際交流員の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国際交流員 語学指導等を行う外国青年招致事業により、本市において国際交流活動に従事する者をいう。

(2) 所属長 企業・港振興課長をいう。

(3) 週 日曜日に始まり、直近の土曜日に終わる期間をいう。

(4) 月 1日に始まり、当該月の末日に終わる期間をいう。

(職務)

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等をいう。）

(2) 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力

(3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言及び参画

(4) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力

(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める職務

(任用期間)

第4条 国際交流員の任用期間は1年とし、その始期及び終期は市長が別に定める。

2 前項の任用期間満了後、国際交流員として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。

(退職)

第5条 国際交流員は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の任用期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに、市長にその旨を申し出なければならない。

(懲戒処分等)

第6条 市長は、国際交流員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、国際交流員に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合

(2) 当該国際交流員の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(3) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

(4) 勤務態度が不良と認められる場合

(5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務若しくは通勤による災害である場合又は第16条第1項第1号若しくは第2号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(6) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

(1) 懲戒免職 所轄労働基準監督署の認定を受け、予告期間を設けず即時免職する。

(2) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(3) 減給 1回につき平均日額（396万円を260で除して得た額）の2分の1を減給し、当該行為を戒める。ただし、1箇月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1箇月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(4) 戒告 書面により当該行為を戒める。

3 市長は、第1項の場合を除くほか、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため国際交流員に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1箇月分の報酬を支払って国際交流員を免職することができる。

4 国際交流員が禁錮以上の刑に処せられたときは、当該国際交流員は当然に免職されたものとみなし、市は何らの給付を行わない。

(報酬の額等)

第7条 国際交流員の報酬は、月額33万円(所得税及び住民税を含む。)とする。この場合において日本国内において課税される所得税及び住民税控除後の手取り年額が、360万円を下回る見通しとなった場合は、360万円を下回らない額となるよう月額を改定するものとする。

2 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

3 前項の場合において、国際交流員の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。

4 報酬の日割計算に当たっては、396万円を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、396万円を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 市長は、国際交流員が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償)

第9条 市長は、国際交流員が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 市長は、別に定めるところにより、国際交流員の赴任及び帰国のために必要な旅費を費用弁償として支給する。ただし、帰国旅費は、当該国際交流員が第4条の任用期間を満了後、1箇月以内に日本において市又は第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、1箇月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り、支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に市長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給することができる。

(損害賠償)

第10条 市長は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(勤務時間等)

第11条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 日曜日及び土曜日は週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

3 国際交流員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時30分までを正規の勤務時間とする。ただし、午後零時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、日曜日又は土曜日に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 祝日法による休日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 国際交流員は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得するこ

とができる。

2 年次有給休暇は、1日又は1時間単位で取得することができる。

3 国際交流員が第4条の任用期間満了後、再度任用される場合には、12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、国際交流員から請求された時期に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始日から起算して20日（週休日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。この場合において、病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

（特別休暇）

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1） 忌引 父母、配偶者又は子が死亡した場合は連続する14日の範囲内の期間とし、兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は連続する7日の範囲内の期間とする。これらの場合において、週休日及び休日は当該期間内に含むものとする。

（2） 婚姻 国際交流員本人が結婚した場合において、週休日及び休日を含む連続する7日の範囲内の期間とする。

（3） 不可抗力の災害による自己の住宅の損壊 被害の程度に応じて、市長が必要と認める期間とする。

（4） 交通機関の事故等による交通途絶 当該交通途絶が解消するまでの期間とする。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事由 市長が必要と認める期間とする。

2 前項の特別休暇は、有給とする。

（女子の特別休暇）

第16条 女子である国際交流員は、次に掲げる特別休暇を市長の承認を得て、取得することができる。

（1） 産前休暇 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の女子に限る。

（2） 産後休暇 産後8週間を経過しない女子に限る。

（3） 育児時間 生後満1年に達しない子供を育てる女子については、1日2回それぞれ30分以内のその子供を育てるために必要な時間に限る。

（4） 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女子の生理日に限る。

2 前項の特別休暇は、無給とする。

（休職）

第17条 市長は、前条第1項第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、国際交流員が病気（第19条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない事由により勤務できない日が連続して20日（週休日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合において必要があると認めるときは、当該国際交流員の申請により、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

（1） 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職期間中、報酬の全額を支給する。

（2） 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

（起訴休職）

第18条 国際交流員が刑事事件に関し起訴されたときは、市長は、当該国際交流員を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

（勤務禁止）

第19条 国際交流員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該国際交流員を勤務させないものとする。

（1） 感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていないとき。

（2） 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかったとき。

（3） 前2号に準ずる疾病で市長が定めるものにかかったとき。

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第17条第2項の規定を準用する。

（休暇及び休職の手続）

第20条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第5号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければなら

ない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第16条第1項の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。

4 前項の規定にかかわらず、病気又は負傷のため3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

5 第18条第1項による休職又は前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該国際交流員は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

(職務命令に従う義務)

第21条 国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務成績の評定)

第22条 市長は、国際交流員の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。

(職務専念義務)

第23条 国際交流員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第24条 国際交流員は、その職の信用を傷つけ、又は外国青年招致事業全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第25条 国際交流員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(営利企業等の従事制限)

第26条 国際交流員は、市長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得て、いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第27条 国際交流員は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第28条 国際交流員は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。

(公務災害補償)

第29条 市長は、国際交流員が公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、鹿児島県町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合条例第1号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を行うものとする。

(公務外の災害補償)

第30条 市長は、損害保険契約の締結により、国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、国際交流員の任用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市国際交流員就業規則（平成13年川内市規則第12号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第7号）

この規則は、平成22年4月10日から施行する。

12-57 いむた池外輪山登山大会実施事業 観光・シティセールス課

外部評価結果	所管課による見直し結果		
今後の改革の方向性	区分		
見直しの上で継続（他の事業と統合）	現状維持		
意見	見直し等の内容		
・ 藺牟田池全体の事業として他の事業と連動した開催を検討されたい。	・ 藺牟田池を活用した他の事業やイベント等との関連を十分調整した上で、方向性を決定したい。特にイベントについては、各実行委員会が独自に主催し、開催しているので、調整には時間を要する。		
	平成24年度当初予算への反映状況（千円）		
	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	増減額
	300	300	0
平成24年度の経過報告			
藺牟田池を活用したイベントを企画実施する、市観光協会「いむた池イベント委員会総会」（4月10日開催）において1回目の協議をしていただいたが、登山シーズンである11月第4日曜日開催を変更するのは厳しい意見等が出されたところである。			